

抜 粋

**政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する
施策の実施状況の監視について**

（平成13年度）

平成14年7月15日

男 女 共 同 参 画 会 議

I．国の審議会等委員への女性の参画の促進

1．平成 13 年度の実施状況

男女共同参画会議は、国の審議会等委員への女性の参画の促進について、基本計画（資料Ⅰ－１）に沿って各府省における平成 13 年度の実施状況を監視した。

（１） 国の審議会等委員への女性の参画の促進

①国の審議会等委員への女性の参画の促進に関する目標とその進捗状況等

ア．進捗状況

国の審議会等委員への女性の参画の促進は、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大のための中核的な施策として、昭和 52 年 6 月に婦人問題企画推進本部決定による女性委員の登用の目標を定めて以来、6 度にわたり目標を設定し、その推進を図ってきた（資料Ⅰ－２）。

現時点においては、平成 12 年 8 月 15 日に男女共同参画推進本部において決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、「平成 17 年（西暦 2005 年）度末までのできるだけ早い時期に」、「30 %を達成する」ことを目指している。

国の審議会等（国家行政組織法第 8 条及び内閣府設置法第 37 条に基づく国の審議会等）については、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革に伴い、整理合理化が行われた結果、再編前の平成 12 年 9 月末の審議会等 197、委員 3,985 人に比し、平成 13 年 9 月末で審議会等 98、委員 1,717 人と大幅に減少した。

平成 13 年 9 月 30 日現在で国の審議会等（地方支分部局に置かれている審議会等を除く。）における女性の参画状況について調査を行った結果は以下のとおりである。

(ア) 国の審議会等委員 1,717 人のうち、女性は 424 人、女性委員の占める割合は 24.7 %であり、審議会等の再編前の平成 12 年 9 月末の 20.9 %に比し高まっている。（資料Ⅰ－３、資料Ⅰ－４）

(イ) 女性委員の割合が 30 %以上で既に目標を達成している審議会等は以下の 21 で、全体の 21.4 %を占めている。

国民生活審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、証券取引等監視委員会、恩給審査会、国地方係争処理委員会、電波監理審議会、消防審議会、公害健康被害補償不服審査会、外務人事審議会、関税・外国為替等審議会、国税審議会、中央教育審議会、大学設置・学校法人審議会、科学技術・学術審議会、文化審議会、文部科学省独立行政法人評価委員会、労働政策審議会、医道審議会、農林漁業保険審査会、農業資材審議会、農林物資規格調査会

(ウ) 府省別に女性委員の割合を高い順にみると、外務省（40.0 %）、文部科学省（29.1 %）、財務省（27.6 %）、農林水産省（27.3 %）、総務省（25.9 %）等となっている。（資料Ⅰ－５）

(エ) 審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努めることとされているところであるが、平成 13 年 9 月 30 日現在で専門委員等数 7,201 人のうち女性委員数は 763 人、女性委員の割合は 10.6 %となっている。

(オ) 審議会等別女性委員の登用状況をみると、資料Ⅰ－６のとおりとなっている。

イ．各府省が講じた施策

(ア) 女性委員の割合が低い審議会等について、女性委員の割合を増加させる場合の障害として、担当府省において以下のような点が指摘されている。

- ・ 当該専門分野における女性の学識経験者の数が少ないこと
- ・ 関係業界、地方公共団体等の団体役職者、代表者に女性が少ないことから制約があること

など

このような障害が指摘されつつも、各府省においてできる限り女性委員の割合を高めていくための工夫として、以下のような取組が挙げられている。

- ・ 関連する幅広い分野や女性の学識経験者が比較的多い分野から女性委員を登用すること
- ・ 委員を補充する際に積極的に女性を登用すること
- ・ 公募委員を募集する場合に積極的に女性を登用すること
- ・ 民間団体が開催する研究会等への女性の積極的な参加を促し、将来的には審議会等委員への登用につなげていくこと
- ・ 特定の専門分野における人材育成策を検討すること

など

(イ) 内閣府においては、国の審議会等委員への女性の登用を促進するため、審議会等の委員となりうる人材（女性有識者）に関する情報を把握し、情報ネットワークを通じて各省庁等にこれらの情報を提供する女性人材データベースを構築し、平成 11 年度から運用している。現在の登録データ数は約 1,000 名である。

これについて、全 98 審議会等のうち 25 審議会等（25.5 %）が女性委員の登用に関して活用したとしているが、改善すべき点として、「登録件数・登録内容の充実」、「データ更新を頻繁にすること」、「分野・分類の細分化」、「閲覧を容易にすること」等の点も指摘されている。（資料 1－7）

②団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進

ア．進捗状況

平成 13 年 9 月 30 日現在で国の審議会等委員の種類別女性委員の参画状況をみると、団体推薦（審議会等の委員の任命について、法令等により関係団体からの推薦を受けたものを充てることとなっているもの）の委員に占める女性の割合は 14.6 %、職務指定（審議会等の委員の任命について、法令等により関係行政機関の長等一定の職務にある者を充てることが定められているもの）の委員に占める女性の割合は 2.2 % となっており、女性委員の割合が低い。（資料 1－8）

イ．各府省が講じた施策

(ア) 団体推薦委員及び職務指定委員については、審議会等の整理合理化前（平成 12 年 9 月末）には 1,044 人で総委員数の約 4 分の 1（26.1 %）を占めていたが、見直しの結果、平成 13 年 9 月末には 176 人で総委員数の 1 割程度（10.3 %）まで減少し、このことが全体として女性委員割合が増加した一因とも考えられる。

審議会等の再編前後の新旧審議会等の対応関係は必ずしも明確でないことから単純な比較は困難であるが、見直しの状況を掲げると以下のとおりであった。

＜＜団体推薦委員の見直し＞＞

- ・ 廃止 2 審議会等
 (厚生科学審議会、農林漁業保険審査会)
- ・ 人数の縮減 5 審議会等
 (法制審議会、大学設置・学校法人審議会、林政審議会、水産政策
 審議会、中央建設業審議会)

＜＜職務指定委員の見直し＞＞

- ・ 廃止 10 審議会等
 (恩給審議会、統計審議会、公証人審査会、関税等不服審査会、

放射線審議会、社会保障審議会、厚生科学審議会、援護審査会、
農林漁業保険審査会、工業所有権審議会)

・人数の縮減（一部廃止を含む） 4 審議会等

（検察官特別任用審査会、検察官適格審査会、国土審議会、
奄美群島振興開発審議会）

(1) 平成 13 年 9 月 30 日現在においては、団体推薦委員を有する審議会等は 19 となっており、このうち、女性の参画の促進について関係団体に協力要請を行ったものは 14 審議会等、特段の要請を行っていないものは 5 審議会等（このうちの 1 審議会等は団体推薦委員の女性委員割合が 100 %）であった。職務指定委員を有する審議会等は 12 となっている。

(2) その他の委員等への女性の参画を促進するための取組

①法律に基づいて配置されている委員への女性の参画の促進

ア．進捗状況

法律に基づいて配置される委員（行政相談委員、人権擁護委員、保護司、民生委員・児童委員、戦傷病者相談員）の女性委員の割合を高い順にみると、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、保護司、戦傷病者相談員となっている。（資料 1－9）

イ．各府省が講じた施策

女性の参画を促進するため、行政相談委員（総務省）及び人権擁護委員（法務省）については委嘱替えの際に関係市町村に女性候補者の推薦を依頼し、民生委員・児童委員（厚生労働省）については地方公共団体あて通達において女性の選任について特に配慮するよう求めるなどの取組が行われている。

2. 今後の取組に向けて

(1) 国の審議会等委員への女性の参画の促進に関する目標の早期達成

審議会等委員への女性の参画の拡大については、審議会等の整理合理化前に比して進展が見られるものの、平成 12 年 8 月の男女共同参画推進本部決定の目標（「平成 17 年（西暦 2005 年）度末までのできるだけ早い時期に」「30 %を達成する」）の早期達成を図るためには、今後一層の努力が必要である。その際、以下の点に留意して取組を進めていくことが重要である。

- ① 審議会等委員の女性割合が低い要因としては様々な点が指摘されているが、とりわけ専門分野における女性の学識経験者の数が少ないという点が今後の取組を進めていく上での隘路となっている。これについては、短期的対応と中長期的対応の両面を視野に入れて取組を進めていくことが必要である。

ア．短期的には、例えば、(ア)民間団体の各種研究会等における参加者も視野に入れて専門的知識・技術を有する女性を発掘、育成すること、(イ)幅広い専門分野から女性を登用すること、(ウ)受益者や消費者という立場から女性を登用すること、(エ)公募委員の募集に当たり積極的に女性を選考することなどの方法により、現状よりも女性委員の割合を高めるよう取組を推進していくことが必要である。

イ．中長期的には、女子学生の専攻や進路の選択、職場における女性の登用の段階からの課題を分析し、男女共同参画の推進の観点から、女性の人材育成策を検討すべきである。

- ② 団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、引き続き、関係団体に対して国の審議会等委員への女性の参画の促進に関する政府の目標について十分に周知し、協力を求めることが

必要である。また、団体からの委員の推薦に当たっては、例えば、男女それぞれについて候補者の推薦を依頼するなど、格段の協力を要請することが必要である。この場合、女性団体からの推薦を求めることについても考慮する必要がある。

また、団体の役職者への女性の登用が進んでいないことが推薦に当たり制約となっていることから、例えば男女の構成比率も目安にして団体の役職者を登用するよう働きかけるなど、男女共同参画の推進の観点から、女性の人材育成策を検討すべきである。

- ③ 職務指定委員については、審議会等の整理合理化に当たり相当数の見直しが行われたところであるが、見直しの行われなかった審議会等においては、引き続き、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図ることが必要である。
- ④ 女性人材データベースについては、登録件数・登録内容を充実させること、分野・分類を細分化させること、データ更新を頻繁にすること、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、閲覧を容易にすること等の方向で改善を図ることが必要である。また、定期的に各省庁等からアンケートを採ることにより、利用者の視点を適宜その運営に反映させていくことが必要である。

(2) その他の委員等への女性の参画の促進

国が委嘱するモニター等については、総体として女性の割合が高く、女性の声を政策に反映させていくという観点からは評価できる。

一方で、女性の割合が極端に高いものについては、これまでの性別役割分担の実態を反映しているとも言え、男女共同参画の推進の観点からは、将来的には、当該モニター等の設置目的に配慮しつつ、男性比率の向上を図るよう工夫すべきである。